

アナログ規制の点検・見直し方針

令和6年11月7日

総務課・政策企画課デジタル政策推進室

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を契機として、我が国のデジタル化をめぐる様々な課題が行政、企業等の間で明るみとなりました。

これを受けて世界の趨勢への乗り遅れ、国際競争力の低下を招くとの問題意識のもと、令和3年9月1日には、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）等のデジタル改革関連法が施行され、デジタル庁が発足するとともに、国及び地方公共団体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が推し進められることとなりました。

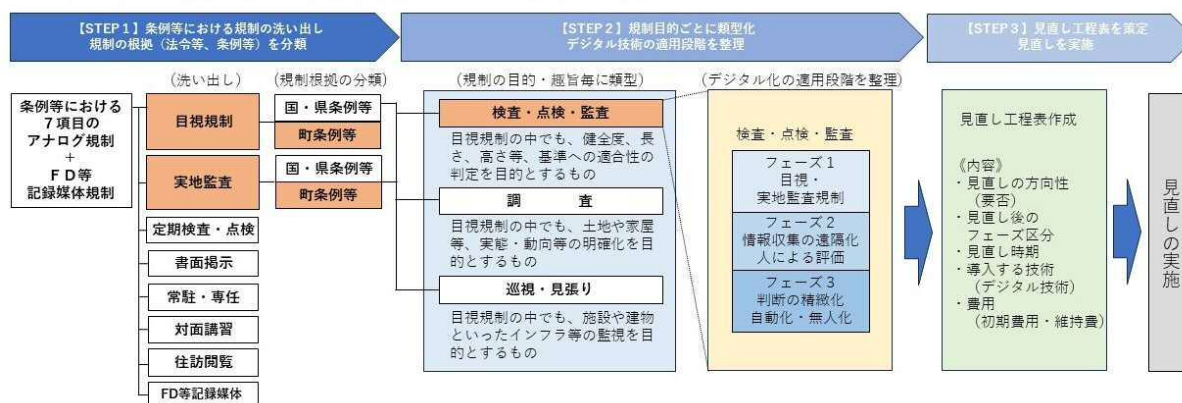
このDXを進めるうえで「我が国の行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、その多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とするものであるため、いわゆる「アナログ規制」として、デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面がある」との考えが打ち出されました。また、人口減少が進み少子高齢化社会である現在、あらゆる産業・現場の人手不足も予想されています。

国はデジタル原則を踏まえ、全ての法令等についてデジタル原則適合性の確認・検証を行い、適合性が確認されなかった規制について見直しを実施することとし、令和4年6月に「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、令和4年7月からの2年間を集中改革期間と位置づけ、法令及び通知・通達等の見直しについて約1万条項の制度面の見直しを開始し、令和6年6月までにデジタル規制改革の一括法等の法改正、政省令改正、通知等による解釈の明確化等により規制の見直しを実施しました。

本町においても、国の動きを踏まえ、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要であり、デジタルを手段とした行政改革を実行していくため、本町におけるアナログ規制の点検・見直しの基本方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものです。

点検・見直しの進め方

- 【STEP 1】 条例等において代表的な7項目のアナログ規制+FD等記録媒体規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類
- 【STEP 2】 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上でデジタル技術が適用される段階を3つに区分
- 【STEP 3】 以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施



2. 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく本町のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則（以下、「デジタル原則」という。）への適合性を点検し、規制の見直しに取り組み、町全体の行政改革をデジタルにより推進することを目的とする。

本町のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、様々な事務が無人化・自動化されれば、町業務の効率化により生産性向上が図られるとともに、将来懸念されている職員不足に際しても福祉などの人を介さなければならない業務への人員の配置が

可能となる。また町民や事業者にとっては、アナログで対応しなければいけなかったことによる業務手順の削減、紙資料の作成や提出のための来庁などの負担が軽減され、業務コストの削減と利便性の向上が期待される。

【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会（令和5年10月6日廃止）において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 （機械的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPM*を徹底し、機械的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機械的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI*・UX*を活用するなど、ユーザー目線でベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを楽しめるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ*等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

*1 エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキングの略。「証拠に基づく政策立案」と訳される。経験や直感ではなく、データや合理的根拠をもとに政策を立案すること

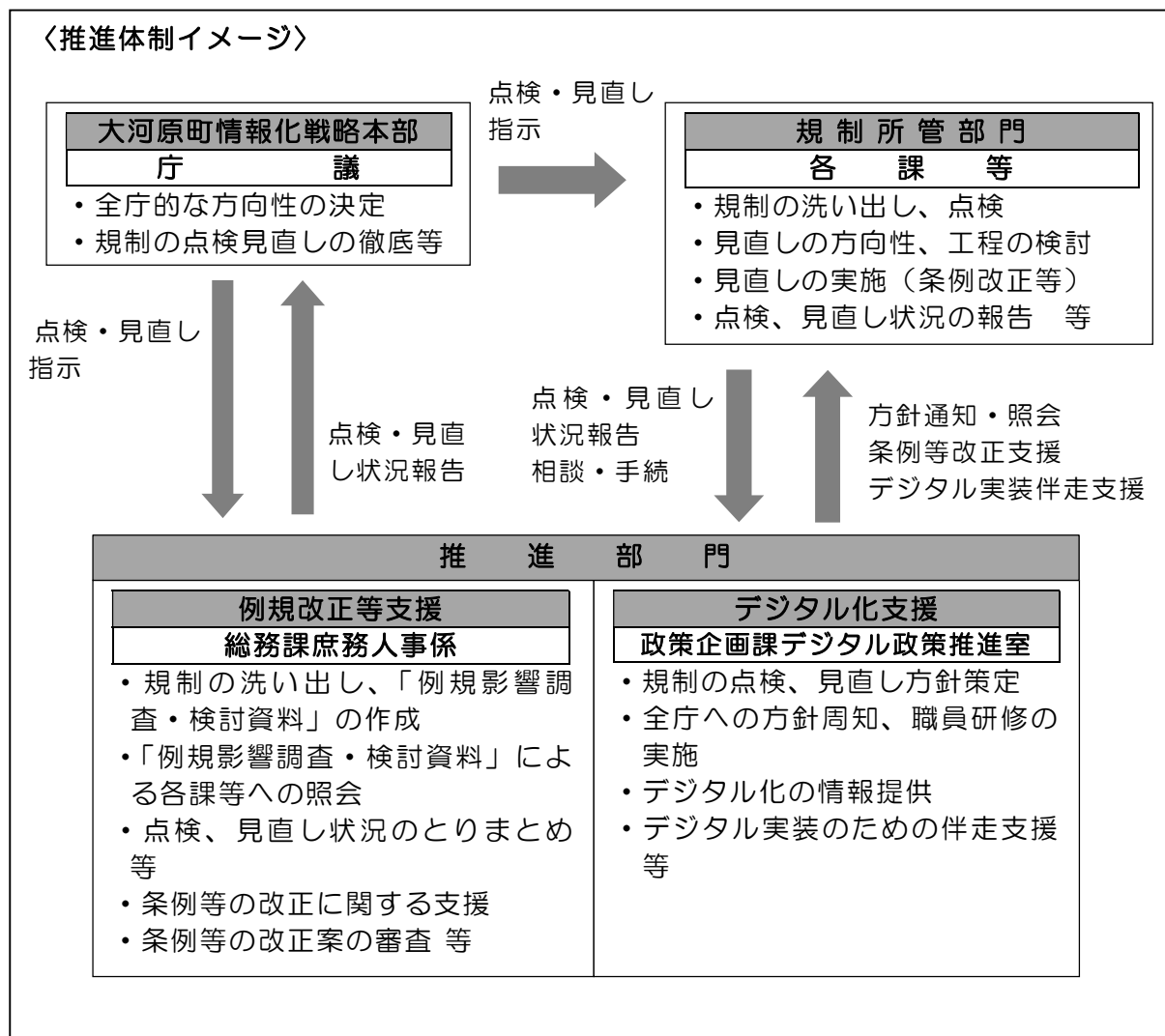
*2 ユーザーインターフェイスの略。操作画面等で画像や文字、ボタン、入力ホームなど、ユーザーが目にする全ての要素。

*3 ユーザーエクスペリエンスの略。ユーザーがシステムなどの使用により得られる理解しやすい、親切などの体験を表す言葉。

*4 住所・所在地、法人の名称など、制度横断的に多数の手続で参照されるデータからなるデータベースのこと。整備を行うことで国民の利便性向上や行政運営の効率化等を図ることができる。

3. 点検・見直しの推進体制

大河原町情報化戦略本部において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。また、総務課庶務人事係と政策企画課デジタル政策推進室が連携し「推進部門」として、点検・見直しの取りまとめ等、デジタル化のための情報提供やデジタル実装を行うための伴走支援を行い、各課等は規制を所管する「規制所管部門」として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていく。



4. 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、大河原町例規集への搭載の有無に関わらず、本町が定める条例等（条例、規則、規程、告示、訓令、要綱、要領）を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本町においても、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とすることに加えて、手続のオンライン化の妨げになっているとされるFD等の記録媒体を指定する規制に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目とFD等の記録媒体を指定する規制に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととする。

<代表的なアナログ規制7項目>

規制項目	規制の内容
①目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向など目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや施設・設備の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
②実地監査規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

<フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制>

規制項目	規制の内容
FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制	フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等の個別（特定）の記録媒体の使用を定めている規制

5. 点検・見直しの進め方

（1）対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目とFD等）を洗い出す。作業にあたっては、あらかじめ推進部門において、大河原町例規集からアナログ規制に該当する可能性がある条例等を「例規影響調査・検討資料」としてリストアップし、規制所管部門に照会を行う。

照会を受けた規制所管部門は、リストアップされた条例等を精査するとともに、所管する大河原町例規集に搭載されていない要綱・要領等において対象となる規制をリストに追加する。

＜洗い出しにあたり、次に該当すると考えられる条項をリスト化＞

規制項目	規制の内容
①目視規制	<ul style="list-style-type: none"> ・条文上、人が赴いて、目で見て確認等することを規定している条項 ・条文上、デジタル技術の活用による代替が許容されているかが不明（不明瞭）な条項
②実地監査規制	<ul style="list-style-type: none"> ・条文上、実地にて監査することを規定している条項 ・条文上、「監査する」との規定のみで実地以外の監査を認めているか不明（不明瞭）な条項
③定期検査・点検規制	<ul style="list-style-type: none"> ・定期の検査等を要件としている条項 ・定期の実施を要件としている検査等の周期や対象、手法等を定める条項 ・定期の実施を要件としている検査等に関連する手続や作業等を定める条項 等
④常駐・専任規制	<ul style="list-style-type: none"> ・常駐又は専任を求めている条項
⑤対面講習規制	<ul style="list-style-type: none"> ・資格等の取得や更新等のために講習会等の受講を求めている条項
⑥書面掲示規制	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の場所（「掲示板」「見やすい場所」など）に掲示することを要件とする条項
⑦往訪閲覧・縦覧規制	<ul style="list-style-type: none"> ・公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への往訪を求めている条項
⑧FD等記録媒体規制	<ul style="list-style-type: none"> ・個別（特定）の記録媒体の使用を定めている条項

（２）規制の分類

規制所管部門は、洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国・県の法令等に基づくものか、本町の条例等に基づくものか）を分類する。

- a 規制：規制の根拠となる法令等の改正内容を確認して、その内容に応じて例規の改正を行うもの。
- b 規制：本町独自の判断で見直しの内容を決めることができるもの。
- c 規制：規制の根拠となる「参酌基準」や「技術的助言」の改正内容に応じて例規の改正を行うもの。

※規制根拠の分類の必要性

国・県の法令等に基づき定める規制（a 規制・c 規制）は、国・県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、条例等に基づき定める規制（b 規制）は、本町自らの判断で自主的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で分類を行う。

（３）規制の分類化・フェーズの区分

規制所管部門は、規制根拠の分類後、趣旨・目的ごとに細分化された類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ、Phase）に区分する。

※類型化・フェーズ区分の必要性

◇類型化

点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同類と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

◇フェーズ区分

IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手

段が現時点で全く活用されていない規制と、一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

(4) 規制の見直し工程表の策定

規制所管部門は(1)～(3)により、現状把握を行った全ての規制について、それぞれの規制の趣旨・目的等も勘案しつつ、下記 i)、ii) に掲げる事項も踏まえた上で、見直しの方向性(要否)、見直し後のフェーズ区分(到達点)、見直し時期等を定めた見直し工程を検討する。検討結果については、「アナログ規制点検リスト」に記載の上、推進部門に提出する。

推進部門は、規制所管部門の見直し検討結果や工程の妥当性を検討し、規制所管部門と調整の上、全体の見直しの方向性を確定させる。

i) 見直しの検討にあたり留意する事項

ア) アナログ行為の許容

すべてのアナログ規制をデジタルの活用完全に置き換える(アナログ行為を許容しない)のではなく、デジタルを活用した方法も可能とする形への見直しが可能かという視点から検討する。

イ) テクノロジーマップ等の活用

デジタル技術の活用・代用の可能性の検討に、デジタル庁で作成している「テクノロジーマップ」や「技術カタログ」を活用する。見直しに活用し得る技術の導入検討の際は、同様の規制に対して活用し得る技術の有用性や安全性に関する情報を収集する(デジタル庁の技術検証事業における検証結果等)。

ウ) 規制見直し達成の最適な方法

見直し対象の条例等の改正は行わず、当該条例等に関する通知等の発出や運用を定めるガイドラインの改定等によってデジタル技術の活用が許容される旨の解釈を明確化する等により見直しを完了する等、見直しを達成するために最適な方法を、様々な角度から検討する。

エ) 技術的中立性の担保

規制の趣旨・目的を達成する手段をアナログな手法に限定することなく、現在又は将来の技術を積極的に活用可能な制度とするため、アナログ規制に活用できる技術については、特定の技術に限定することなく、目的達成のために相当な手段を許容する「技術的中立性」を担保する(将来出現し得る新たな技術の活用を阻害しない)。

オ) 見直しができない場合でも運用の改善等は可能か

規制の趣旨・目的や現時点でのデジタル技術の導入が困難等の理由により見直しができない場合であっても、普段行っている事務作業の見直しの契機となることから、事務作業のプロセス等を見直すことで、業務の効率化や市民の負担軽減につながるよう努めるものとする。

ii) 見直しの実施にあたり留意する事項

ア) 関係機関等との連携・情報共有

見直しを実施する際に関係機関等の業務に影響が及ぶことが想定される場合には、あらかじめ見直しの方向性や実施時期等について、関係機関等に情報提供を行うものとする。

イ) 市民の利便性・デジタルデバインドへの配慮

IT機器の利用に習熟していない方が全く情報を得られなくなる等、規制の見直し(デジタル化)によって、かえって市民の利便性が損なわれることのないよう、デジタルデバインドへの対応について配慮する。

(5) 規制の見直しの実施

規制所管部門は、確定した見直しの方向性に基づき、デジタル技術の導入の検討、条例等の改正、通知等の発出、予算要求等の所要の見直しを行う。見直しの際は(4) i)、ii)について十分に配慮して進める。

また、「継続検討」となった規制については、引き続き、規制の見直しができるか、活用できる技術がないか等の検討を行う。

6. 規制区分ごとの類型とフェーズの考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国・県における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的であると考えられることなどから、規制に当てはめる類型とフェーズは、国の考え方を準用し、次のとおりとする。

<規制区分ごとの類型>

規制区分	類 型	内 容
目視 実地監査	(1) 検査・点検・監査	一定の情報収集を行った上で、条例等が求める一定の基準に適合するかどうかを判定・判断すること
	(2) 調査	実態・動向などを明確化し、一定の政策的判断のために情報収集や収集した情報の整理を行うこと
	(3) 巡視・見張り	ある人、若しくはある機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうか、目的を達成するのに不相当でないか、又は設備・施設の状態等について、一定期間内において常時注目すること
定期検査・点検	(1) 第三者検査	第三者により一定の基準への適合性を判断すること
	(2) 自主検査	自らにより一定の基準への適合性の判断をすること
	(3) 調査・判定	実態・動向・量などの明確化のために行われること
常駐・専任	(1) 常駐(モノ)	施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、事業所や現場に物理的に留まること(主にモノへの対応)
	(2) 専任(モノ)	施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(主にモノへの対応)
	(3) 常駐(人)	利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うために、事業所や現場に物理的に留まること(主に人への対応)
	(4) 専任(人)	利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うために、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(主に人への対応)

規制区分	類 型	内 容
対面講習 書面掲示 往訪閲覧・縦覧	(1) 講習	特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるために行われる講義又は実習
	(2) 公的証明書等の掲示	書面（紙面）により発行した公的な証明書や許可書等を特定の場所に掲示すること
	(3) 申請による公的情報の閲覧・縦覧	公的な情報を申請に応じて閲覧・縦覧させること
	(4) 公的証明書等以外の情報の掲示、申請によらない公的情報の閲覧・縦覧	公的証明書等以外の情報を物理的な掲示場等へ掲示し見せること、また、広く一般または一部の者に見せる情報のうち、申請によらず閲覧・縦覧させること

<規制区分ごとのフェーズ（Phase）>

規制区分	フェーズ	内 容
目視 実地監査	1-① 目視・実地監査規制	特定の者が現場で確認等を行うことを課している場合
	1-② 目視・実地監査規制	検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているかが不明確な場合
	2 情報収集の遠隔化、人による評価	検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているが、人による評価等が必要な場合
	3 判断の精緻化、自動化・無人化	フェーズ 2 に加え、リスク評価、情報整理、違法性、安全性等の特定がA1等により全部又は一部可能である場合
定期検査・点検	1-① 定期検査・点検規制	一律に「年1回」「月1回」「日1回」等、一定の期間に検査を行うことを求める場合
	1-② 定期検査・点検規制	定期的な検査を緩和する規定が設けられているが、緩和の条件が不明確な場合
	2 デジタル技術の活用による規制目的の達成	現行の検査手法等の技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）、可能な項目から検査等の周期の延長、検査等の結果報告のオンライン化の推進といった取組が行われている場合
	3 定期検査・調査・測定の廃止	常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務付け）することにより、定期検査の撤廃や検査周期の延長が行われている場合
常駐・専任	1 常駐・専任規制あり	（物理的に）常に事業所や現場に留まることを求める場合や、職務の従事や事業所の所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求める場合
	2 デジタル技術等の活用による規制緩和	常駐・専任義務の一部にデジタル技術が活用され、規制や緩和が合理化されていることが明確化されている場合
	3 常駐・専任規制なし	常駐・専任規制が撤廃され、完全に課されていない場合

規制区分	フェーズ	内 容
対面講習	1-① 対面規制あり又は解釈不明確	条例等の規定にて受講することとされている講習を対面で行うことを求めている場合
	1-② 対面規制あり又は解釈不明確	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合
	2 デジタル技術の活用による一部のオンライン化等	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合
	3 デジタル完結	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合
書面掲示	1-① デジタル化を一切許容しない	書面により発行した公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている場合
	1-② デジタル化を一切許容しない	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否か不明確な場合
	2 一部許容している	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確にしている場合
	3 デジタルによる掲示を基本とする	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合
往訪閲覧・縦覧	1-① 紙・人の介在	公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている場合
	1-② 紙・人の介在	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合
	2 デジタル原則に適合する手段を可とする	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合
	3 デジタル完結を基本とする	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合

7. 進捗管理

(1) 見直しのスケジュール

令和9年度中を目途に一定の見直しを行うが、令和10年度以降においても、5(4)で策定した工程表に沿って計画的に見直しを実施する。

(2) 各課等における進捗管理

各課等は5(4)で策定した工程表に沿って、計画的に見直しができるよう、各課長等のマネジメントのもと、所属課内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

(3) 全体の進捗管理

アナログ規制見直しを全庁的な課題として共有し、取組みを推進するため、大河原町情報化戦略本部において進捗管理を行う。

8. その他の留意事項

- (1) 長年馴染んできた業務ルールを変更することには、抵抗やリスクを伴うものの、変化の激しい時代において、「前例踏襲」的な考え方は将来を切り拓くにあたっての「規制」となる。今ある一つひとつの制度やルールに対して、常にフラットで、かつデジタル原則に照らして適切な手法となっているか、本方針を踏まえ積極的に見直しを行うものとする。
- (2) 本方針を踏まえた検討の結果、見直しが困難な場合であっても、町民等の負担軽減や利便性の更なる向上、行政サービスの効率的・効果的な提供を図る観点から、可能な限り事務の簡素化を図るとともに、不断の見直しを行うものとする。
- (3) 本方針に基づく見直しの進捗状況等について、随時、調査を行うものとする。
- (4) 本方針は、策定時点の情報を基に作成したものであり、今後、政府の方針や取組状況、本町における見直しの状況等を踏まえ、随時、改訂を行うものとする。